

新型コロナウイルス感染拡大防止のための昭和女子大学活動制限指針

2021/11/1改訂

※この指針は、現在の国、東京都の指標、施策に基づき制定されているもので、状況に変化があった場合には、この指針も変更することがある。

※この指針の変更、この指針におけるレベルの変更は、教務部長、学生部長、教学支援センター長、危機対策本部事務局が協議のうえ、副学長を通して学長に上申する。学長は危機対策本部長(理事長)の了解を得るものとする。

レベル*6	授業	学外プロジェクト(正課)	研究	クラブ・サークル活動	窓口業務	会議	行事
レベル0 (制限なし)	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り
レベル1 (制限小)	教室定員を減じ感染防止策を講じたうえで、原則対面授業を実施する。 ※オンライン受講は届出制	提携先と共に、感染防止策を講じたうえで、対面の活動を実施する。	感染防止策を講じたうえで、通常通り研究活動を行うことができる。	感染防止策を講じたうえで、学内外の活動を行うことができる。*4 長距離移動*3、宿泊を伴う学外活動については、学生部長の許可を受けた場合のみ可。	感染防止策を講じたうえで、通常通り実施する。	感染防止策を講じたうえで、対面の会議の実施する。	各種ガイドラインに基づいた定員遵守し、感染防止策を講じたうえで、対面で実施。
レベル2 (制限小)	教室定員を減じ感染防止策を講じたうえで、大規模授業*1除き原則対面授業*2を実施する。 ※オンライン受講は届出制	提携先と共に、感染防止策を講じたうえで、対面の活動を実施する。長距離移動*3、宿泊を伴うものは自粛を求める。	感染防止策を講じたうえで、通常通り研究活動を行うことができる。併せて、オンラインの活動を検討。	感染防止策を講じたうえで、学生部長の許可を受け、学内外の活動を行うことができる。*5 長距離移動*3、宿泊を伴う学外活動は原則禁止。	感染防止策を講じたうえで、通常通り実施する。メール対応の活用。	感染防止策を講じたうえで、対面の会議の実施するが、オンライン会議、メール会議の併用も検討する。	各種ガイドラインに基づいた定員遵守し、感染防止策を講じたうえで、対面で実施。不特定多数の学外者の参加は自粛を求める。
レベル3 (制限中)	教室定員を減じ感染防止策を講じたうえで、演習、実験、実習など教育上必要性が高い授業を対面で実施することができる。	提携先と共に、感染防止策を講じたうえで、対面の活動を実施する。長距離移動*3、宿泊を伴うものは、原則禁止。オンラインでの活動を推奨。	感染防止策を講じたうえで、研究活動を行うことができる。オンラインの活動を推奨。	感染防止策を講じたうえで、学生部長の許可を受け、学内の活動を行うことができる。学外活動は原則禁止。	感染防止策を講じたうえで、通常通り実施する。オンライン対応の積極的活用。授業期間外は、メール対応をメインに切り替えも可。	感染防止策を講じたうえで、対面の会議の実施は可。オンライン会議、メール会議を推奨。	必要性の高い行事のみ、各種ガイドラインに基づいた定員遵守し、感染防止策を講じたうえで、対面で実施。オンラインの併用を検討する。学外者が参加する場合は、事後追跡が可能な措置を取る。
レベル4 (制限大)	原則オンライン授業。ただし、教育上特に必要性が高い授業を対面で実施することができる。	原則オンラインでの活動のみ可。対面での活動は、特に必要がある場合に、提携先と共に感染防止策を講じたうえで可。学外での実施は推奨しない。	感染防止策を講じたうえで、研究活動を行うことができるが、長距離移動*3を伴う出張は推奨しない。	オンラインでの活動のみ可。	感染防止策を講じたうえで、通常通り実施する。オンライン対応の積極的活用。授業期間外は、メール対応をメインに切り替える。	原則オンライン会議またはメール会議とするが、必要な場合は、感染防止策を講じたうえで、対面で実施可。オンラインを併用するものとする。	特に必要性の高い行事のみ、各種ガイドラインに基づいた定員遵守し、感染防止策を講じたうえで、対面で実施。原則オンラインを併用する。学外者の参加は自粛を求めるが、学外者が参加する場合は、事後追跡が可能な措置を取る。
レベル5 (制限大)	オンライン授業のみ。	オンラインでの活動のみ可。	研究機能を維持するための学内活動のみ認める。	オンラインでの活動のみ可。	原則、オンラインでの対応のみ。ただし、部署の業務に必要最低限の職員の入構は可(学生への対面対応は禁止)。	オンライン会議またはメール会議のみ可。	オンラインでの実施のみ可。入試については、文科省ガイドライン、指標等に基づき対面実施の可否を判断する。

*1：グリーンホール、コスモスホール、オーロラホールで、定員の50%を超える授業を想定しているが、状況に応じて変更することがある。

*2：学科の了解がある場合、オンラインでの開講を認める場合があるが、この場合Bタイプ(オンデマンド)。

*3：長距離移動とは概ね1都3県(神奈川、埼玉、千葉)を超える場合を指す。

*4：レベル1以下の場合、賛助会員の所属大学等が、学外での活動を認めている場合、賛助会員の対面での参加が可能。

*5：レベル2以下の場合、対面でコーチの参加が可能。

*6：レベルは0.5単位で設定することがある。上下のレベルの範囲内で、主管部署の判断で実施する。

※校外実習は、関係省庁の通知と実習(活動)先の指示に従い実施する。

2021年11月1日より活動制限指針レベル2 → レベル1 に変更する。

※引き続き、感染対策を講じて感染再拡大防止に留意しながら、順次レベル1に移行する。学期途中であることから、引き続きオンライン対応を併用することを妨げない。

ただし、授業の実施形態の変更は行わない。引き続き、授業のオンライン併用は継続する。